

議長／皆さんおはようございます。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

市長より提出されました、諮問第1号及び諮問第2号の2件並びに議員から提出されました意見書第1号を追加上程いたします。

それでは、総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会へ付託をしておりました議案等について審査終了の報告が、各委員長から提出されておりますので、日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第1.第83号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例から日程第3.第86号議案 武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例までの3件を一括議題といたします。

以上の3議案は、総務常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、総務常任委員長の報告を求めます。

初めに、第83号議案に対する報告を求めます。

上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第83号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、「地方税法等の一部を改正する法律」が国会において可決されたことに伴い市税条例について改正が必要になったものであり、セルフメディケーション税制の適用期限を5年延長や、扶養控除の国外居住親族の取扱いを見直されるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第85号議案に対する報告を求めます。

上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／本委員会に付託されました第85号議案 武雄市土地開発基金条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、条例上2億5,000万円とされている基金について、現在は現金及び土地の総額で約8億6,500万円を保有している状況であり、土地開発基金の設置目的を達成するための保有額としては多額な状況であるため、当該条例に処分条項を設け市の保有資産をより活用できるようにするものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。
次に、第86号議案に対する報告を求めます。
上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／本委員会に付託されました第86号議案 武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。
本議案は、白岩球場の廃止に伴い、本来なら3月議会での同条例の一部改正の際にすべきものだったが、できておらず、今回の改正とするものでございます。
白岩球場を廃止した6月から現在までに、利用者へ影響は生じていないとの説明を受けました。
審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。
これより討論、採決を行います。
討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。
まず、第83号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 83 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 83 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 85 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 85 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 85 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 86 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 86 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 86 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4. 第 84 号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例から日程第 7. 第 92 号議案 令和 3 年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）までの 4 件を一括議題といたします。

以上の 4 議案は、福祉文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 84 号議案に対する報告を求めます。

松尾福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／皆さんおはようございます。

本委員会に付託されました第 84 号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

本改正は、住民票の写し等のコンビニ交付にかかわる手数料の金額を定めるもので、マイナンバーカードを用い、コンビニに設置してある多機能端末機を介して、「印鑑登録に関する証明」「住民票の写し」「住民票の記載事項証明」「所得に関する証明」の交付を受ける場合、手数料の金額を窓口交付の金額から 50 円差し引いた 250 円とするものと説明を受けました。

また、利用可能時間は土日・祝日を含む午前 6 時 30 分から午後 11 時までであり、市役所の開庁時間を気にせず証明書が取得できるとのことでした。

委員から、武雄市でマイナンバーカードの登録者数の質疑があり、8 月末現在で、申請率は、42.1%、2 万 456 件とのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 87 号議案に対する報告を求めます。

松尾福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 87 号議案 武雄市印鑑条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

本改正は、マイナンバーカードを用いて、コンビニに設置してある多機能端末機を介して印鑑登録証明書の交付を受ける場合、印鑑登録証の提示なしに印鑑登録証明書の交付ができるよう、条例の一部を改正するものと説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 91 号議案に対する報告を求めます。

松尾福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 91 号議案 令和 3 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ 7,829 万 1,000 円を追加し、総額 60 億 5,721 万 7,000 円とするもので、歳出の主なものとして、事業所に勤務する国民健康保険の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染または感染疑いによる療養のため勤務できなくなったり、給与の全部または一部の支払いを受けることができなくなった場合に支給される「傷病手当金」として 30 万円を計上したほか、新型コロナウイルス感染症に係る令和 2 年度の国民健康保険税の減免分の確定による県への補助金の返還金 535 万 3,000 円と、令和 2 年度の普通交付金額の確定による返還金 4,712 万 7,000 円を計上しているとの説明を受けました。

委員から、傷病手当金の手続きや、制度の周知方法などについて質疑があったところでござ

います。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 92 号議案に対する報告を求めます。

松尾福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 92 号議案 令和 3 年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ 206 万 8,000 円を追加し、総額 6 億 9,624 万 4,000 円とするものとのことでした。

歳入では、前年度の繰越金 206 万 8,000 円を受け入れ、歳出では、繰越金として受け入れた額の中に、後期高齢者医療広域連合への令和 2 年度分の負担金が含まれているため、同連合に納付する 202 万 6,000 円を計上し、残る 4 万 2,000 円を一般会計から繰出金として計上しているとの説明を受けました。

委員から後期高齢者の対象人数の質疑があり、7 月末で 7573 名とのことでした。

審査の結果、全会一致で原案どおり可決するものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 84 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 84 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 84 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 87 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 87 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 87 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 91 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 91 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 91 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 92 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 92 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 92 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8. 第 82 号議案 武雄市自然環境等と太陽光発電事業との調和に関する条例から日程第 12. 第 98 号議案 令和 3 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 2 回）までの 5 件を一括議題といたします。

以上の 5 議案は、産業建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、産業建設常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 82 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第 82 号議案 武雄市自然環境等と太陽光発電事業との調和に関する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

この条例は、面積が 1,000 平方メートル以上の太陽光発電事業を対象としており、設置、維持管理、廃棄に至る各段階で、届出、市長の同意、報告等の手続を必要とするものでありました。武雄市において安全な太陽光発電設備の設置や維持管理が行われるよう必要な事項を定めるものでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 88 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 88 号議案 令和 2 年度武雄市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての審査の経過と結果を申し上げます。

令和 2 年度決算により、当年度未処分利益剰余金は 1,414 万 3,827 円となっており、このうち、1,071 万 7,423 円を資本金に組み入れるものでありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 89 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 89 号議案 令和 2 年度武雄市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての審査の経過と結果を申し上げます。

令和 2 年度決算により、当年度未処分利益剰余金は 4 億 6,859 万 6,396 円となっており、このうち、2 億 300 万円は、資本的収支の不足額に充てる必要があるため、減債積立金に積み立てるものでありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 93 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 93 号議案 令和 3 年度武雄市下水道事業会計補正予算(第 1 回)の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、下水道施設敷地の行政財産使用許可に伴い、国庫納付金が発生するための補正でした。

対象となる施設は、武雄浄化センターの敷地の一部であり、取得時に国の補助金を活用しており、行政財産使用料額に対して一定割合の国庫納付金が発生するとの説明がありました。

歳入は、行政財産使用料条例に基づき算出し、73 万円。

歳出となる国庫納付金は、20 万 1,000 円が計上されておりました。

審査の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 98 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 98 号議案 令和 3 年度武雄市下水道事業会計補正予算(第 2 回)の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、下水道使用料の減免及び被災施設修繕のための補正でした。

主なものとして、収益的収入の 1 款 1 項 1 目、下水道使用料において、被災者への生活支援として使用料免除を 461 万 1,000 円計上されていました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 82 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 82 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 82 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 88 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 88 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 88 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 89 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 89 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 89 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 93 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 93 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 93 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 98 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 98 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 98 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 13. 第 90 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計補正予算（第 6 回）及び日程第 14. 第 97 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計補正予算（第 7 回）を一括議題といたします。

以上の 2 議案は、各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に、総務常任委員長に、その審査の経過並びに結果について報告を求めます。

まず、第 90 号議案に対する報告を求めます。

上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／本委員会に分割付託されました第 90 号議案 令和 3 年度武雄市一般

会計補正予算（第6回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとしては、2款1項14節、委託料、14節、工事請負費の「旧山内庁舎トイレ手洗い場改修工事194万1,000円」は、新型コロナ対策の一環として資産活用課が管理する旧山内庁舎のトイレ手洗い場18か所について自動水栓化に要する工事費との説明を受けました。

10款6項1目、保健体育総務費の「スポーツコミッション事業に係る経費358万6,000円」は、スポーツを通じた交流促進等によって地域活性化を図る組織を今年度中、設立を予定しており、スポーツ活動の促進、経済への効果も狙った取組との説明を受けました。

10款6項2目、体育施設費の新球場建設工事等については、工事費の増額に対して委員から、ウッドショックという状況は分かるが、通常は入札を行い、補正を組むのが正しい順番ではないかという意見が出ました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第97号議案に対する報告を求めます。

上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／本委員会に分割付託されました第97号議案 令和3年度武雄市一般会計補正予算（第7回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとしては、2款3項2目、賦課徴収費の13節、委託料の「建物被害認定調査業務委託料2,376万円」は、建物被害認定調査で、床等の部位の損傷率算出に際し、家屋の平面図を作成する必要があるため、この平面図の作成及び被害の程度の計算を、専門業者に委託するものとの説明を受けました。

9款1項2目、非常備消防費、11節、役務費の「消防団復旧復興手数料450万円」、18節、負担金補助及び交付金の「消防団の運営補助金60万円」は、消防団において、発災以後、本来の消防団活動以外の復興復旧活動を行っていただいているため、出動手当とは別途に復興復興活動に対して出動手当相当額を手数料として支払い、さらに、車両の借上げやガソリン代、資材など多くの支出が伴っているため、そこを補填する意味で運営補助金として支払うものとの説明を受けました。

19 款 2 項 1 目．財政調整基金繰入金について、今回の補正予算における財源不足額に対応するため、4 億 9,000 万円を繰入れとの説明を受けました。

19 款 2 項 3 目．公共施設整備基金繰入金について、公共施設の復旧に係る経費に 1 億 8,900 万円を充当するとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

18 番 牟田議員

牟田議員／97 号、2 款 5 項．選挙費について、どういう論議があったかをお伺いします。

これはもう、前回に比べて加算配分ですので、反対するものではございませんけども、説明の中で、高低差のみの選挙の投票にバスを出すという、高低差のみというとの、その高低差の基準はどうなっているのか。

例えば平地であっても、峠を越えて下りていくんじゃないか、そこで高低差というのが生じますよね。

そういうふうなことが、どのように執行部から説明を受けたのか。

もう一つ、高低差のみということで、距離は勘案されてないのか。

やっぱり、高齢者とか、いろいろな方々のためにやらなきゃいけないので、その距離ということは入ってなかったのか、これが 2 点目。

どういう話をされたのか、どういう説明があったのか。

3 点目、そのバスが行く途中、通路、通る道というのがありますが、途中で高齢者の方や、来そうな（？）方が手を挙げて、途中ピックアップとかそういうのはないのか、そういう論議はどのようにあったのか。

そして、執行部がどのように説明したのかを、お教えてください。

議長／上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／委員からは全く同じような質疑がなされまして、それについて、執行部からも答弁がありました。

まず 1 点目の高低差について、そして、距離については、執行部からのほうは、今回、高低差、距離等、明確な基準は決めていないという答弁をいただきました。

あくまでも対象地区を限定した試験運用というような説明を受けたところでございます。

3点目の、途中ピックアップはなしかということでありましたけれども、今回の試験運用に関しては考えていないというようなことで答弁をいただいたところでございます。

議長／ほかにございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第90号議案に対する報告を求めます。

松尾福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／本委員会に分割付託されました第90号議案 令和3年度武雄市一般会計補正予算（第6回）【分割】の、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、3款3項1目18節. 負担金補助及び交付金の516万9,000円は、民間の放課後児童クラブについて、利用希望者の増加に伴い、1支援単位から2支援単位に拡充されるため、運営費に係る補助金を増額するものとの説明でありました。

4款1項2目12節. 委託料1,123万4,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種予約センターの、令和3年10月から12月までの業務委託料であるとの説明でありました。

10款3項1目. 学校管理費では、建築から34年を経過している朝日小学校体育館屋根改修工事として、設計業務委託料151万8,000円、監理業務委託料91万3,000円、工事請負費2,084万5,000円を計上しているとの説明でありました。

10款5項1目. 生涯学習総務費の119万9,000円は、眉山キャンプ場のトイレを洋式化するもの。

また、10款5項2目. 公民館費の195万8,000円は、若木、東川登、西川登、山内町の4公民館のトイレの手洗い場を自動水栓化するものであり、財源はどちらも「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」であるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 97 号議案に対する報告を求めます。

松尾福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／本委員会に分割付託されました第 97 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計補正予算（第 7 回）【分割】の、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、3 款 3 項 3 目．児童福祉施設費の 450 万円は、令和 3 年 8 月 11 日からの大
雨による災害により、住家に床上浸水以上の被害を受けた保護者に対して保育料の減免を行
い、その減免分を認定こども園等に対し補填給付するもので、減免の期間は、令和 3 年 8 月
分から令和 4 年 3 月分までであるとの説明でありました。

3 款 5 項 1 目．災害救助費の 10 節．需用費 1,399 万 5,000 円のうち 183 万円は、今回の大雨
による災害で被災した児童・生徒に対し、棄損した教科書や副教材など、必要な学用品につ
いて給与するもの。同じく災害援助費の 20 節．貸付金 8,400 万円は、災害において負傷また
は住居、家財に被害を受けた方への災害援護資金貸付金、同じく 24 節の積立金 1,017 万円は、
歳入の 18 款 1 項 2 目．指定寄附金に個人や団体、雄武町などから災害支援金として寄附して
いただいたものを災害復興基金に積み立てたものであるとの説明でありました。

10 款 5 項 2 目．公民館費の 1 8 節．負担金補助及び交付金の 472 万 6,000 円は、大雨による
災害で被災した自治公民館の 6 地区を対象に災害復旧に係わる工事費について補助を行うも
の。

同じく公民館費の 19 節．扶助費の 53 万円は、床上、床下浸水で自治公民館が被災した 17
地区に対し、見舞金を給付するものとの説明でありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 90 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／本委員会に分割付託されました第 90 号議案 令和 3 年度一般会計補正予算（第 6 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、歳出 7 款 1 項 3 目．観光費では西九州新幹線駅に新たに設置する観光交流施設の整備及び在来線駅舎の観光交流センター等の改修に関し、2 億 17 万円が計上されてきました。

そのほか、8 款 4 項 5 目．都市再生整備計画事業費では、駅前広場の周辺整備に関する予算が計上され、西九州新幹線の開業に向け、駅前広場の機能を再編、安全で快適な交通環境とにぎわいを創出するとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

14 番 宮本議員

宮本議員／議案審議のときにもちょっと言っていたんですけども、今まで魅力創造計画という 4 年計画でしたよね。

それで進んでいって、私もそれを見ながら、進行管理というか、していたんですけども、結局、今回、コンセプトから工事費まで一遍に出てきているわけなんですよ。

そしたら、行動計画と今度のやつが、ちょっと整合性がまとまんわけですよ。

ということで、分かりやすい資料というものを、提出が欠かせないと思って、資料の提出とこのを言っていたんですけども、委員会に何か分かるような資料が提出されたかどうかお聞きします。

議長／石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／資料としては、提出されていません。

以上です。

議長／ほかにございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 97 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 97 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計補正予算（第 7 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、歳出 8 款 5 項 1 目、住宅管理費では今回の災害を受け、床上（？）浸水被害が発生した区域内の住宅を対象に「水に強い住まい改修支援事業補助金」を創設。

現在の場所に住み続けられる地域づくりを目指すための予算 5,000 万円が計上されてきました。

このほか、7 款 1 項 2 目 18 節、負担金補助及び交付金では、浸水で被災した事業所の建物修理や機械設備等の修繕・購入経費の一部を助成し、また、今後想定される浸水被害に対応するため建物のかさ上げなどの浸水防止対策を行う事業者を支援すると説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

ここで、第 90 号議案及び第 97 号議案の各所管の常任委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 90 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

14 番 宮本議員

宮本議員／第 90 号議案に対して反対の討論をさせていただきます。

商工費とか土木費のほうにもたくさんありますので、ちょっと一つ一つは言いませんけども、結局は新幹線に絡む南口整備の予算だと思います。

それで、まず、私が最初に驚いたのは、コンセプトを発注するというわけなんですね。コンセプトって、こうしたい、こうしようというものを住民同士で話し合っで、コンサルに頼んで、コンサルが武雄市の住民のコンセプトをつくるということになるわけなんですよ。だから、そこにまず1点、疑問を持つということと、あと、構造計画ですね、構造計画でもう3年、4年間、3年半たってるんですよ。

3年半たったところで、コンセプトから出すか(?)という感じですよ。

工事費(?)を出すなら分かるんですけども、そこで出すかということがまず第2点。

それと、駐輪場というのは、この構造計画には入ってなかったですよ。

それで、私は駐輪場を、南口駐輪場がなくなるから造らんといかんとずっと言っていたですよ。

***造らないと。

今度は造ると言われますけども、場所はどこかで、高架下だというけど、どこの高架下に、どんなのが造られるか全く分からないので、蓋を開けてびっくりっちゅう可能性もあるわけなんですよ。

そして、次に、ひさしのシェルターです。

ひさしはつけるということになっただけですけども、シェルターということだから、かまぼこ型で覆うようなものかなと思うわけ何ですよ。

でも、今はもう、今現在、そういうシェルター型の雨よけというのはやりませんよね、はっきり言って。

家のカーポートすらフラットタイプというんですかね、視界が取れるようなやつをしてるのに、シェルターでかぶせるかなと(?)いうこともちょっと疑問に思うところがあります。

そして、今度はハブ都市絡みで、武雄から降りて、あちらこちらに行ってもらおうということなんですけども、そのバスの乗り換えをスムーズにすといながら、バスセンターというか、バスの待合所の整備みたいなことは全然ないわけなんですよ。

だから、冬は雪がこう横から降ってくるので、ハブ都市の場所へンカン(?)ということになってしまっじゃないかなっちゅう危惧をするわけなんです。

それと、一番に思うのは、急激に、コンセプトから発注するということは、まずは市民の話合いの場というのがなくなるんじゃないかなという危惧をするわけなんですよ。

もう、これは鉄道高架の30年前からスタートしての最終ページになるわけなんですよ。

だから、もうちょっと話合いの場っていうんですかね、そういうのを、このままいくと、これを簡単に認めると、これでオッケーということになるんじゃないかなと思うわけなんですよ。

だから、私はもう、今までずっと言ってきた手前、市民論議とか話合い、高架のときはみんな

な話し合いをしましたよ、いろいろ。

あの人がこういうふうに行った、ゴトウ(?)さんがこういった、ヒガシ***はこう言った、今でもはっきり覚えてますよ。

だから、そういう論議の場をこれからもつくっていただくことが少しでもできることを期待して、ここで素直に賛成せずに、反対したいということで討論いたします。

議長／2番 豊村議員

豊村議員／第90号議案 令和3年度武雄市一般会計補正予算(第6回)について賛成の立場で討論いたします。

本議案における新幹線武雄温泉駅南口の整備計画に係る予算については、先日の本会議で部長から説明がありましたように、来年秋の新幹線開業に合わせるためには、設計や契約、工事等のスケジュールを逆算した場合、今議会において、整備に係る議案の提出が必要となります。

議案の中身について承認が遅れると、来年秋の新幹線開業に整備が間に合わなくなってしまうことから、そのことは避けなければなりません。

また、先ほど宮本議員よりコンセプトについて話がありましたが、これまでも様々な意見を各団体等に求められており、そういった意見も参考に進められていくものであります。

また、シェルターについて、宮本議員より、かまぼこ型というふうなことが言われましたが、そのような決定の話は一切なく、ありません。

また、進捗についても、先日の本会議で部長より、委員会等を通じて説明をしていくという説明もあっております。

また、本議案における工事費の予算については、あくまでも概算の請求によって出されたものであり、今後、設計によって詳細で決まってくるとともに、工事の詳細も決まってくるようになります。

またこうした設計と工事の予算が同時に提案されたことは、これまでも議会に出されており、その都度、議会で承認されています。

過去の例から見ても、手続について不備はなく、また、冒頭申し上げましたように、来年秋の新幹線開業に間に合わせるために、皆さんの意見も伺いながら、本議会での承認が必要となってきます。

議員各位の御賛同よろしくお願ひ申し上げます。

議長／討論をとどめます。

これより第90号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する各所管の常任委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第 90 号議案は各所管の常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 97 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 97 号議案を採決いたします。

本案に対する所管の常任委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は各所管の常任委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 97 号議案は所管の常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第 15. 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第 16. 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

小松市長

小松市長／諮問第 1 号及び諮問第 2 号の人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本年 12 月 31 日をもって、石丸定氏及び眞崎由美子氏の任期が満了し、人権擁護委員を退任されることに伴い、その後任として新たに、森秀美氏及び江頭美由紀氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき議会の御意見を求め

るものでございます。

候補者の経歴につきましては、添付しております資料のとおりでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長／諮問第1号及び諮問第2号の2件に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

諮問第1号及び諮問第2号の2件については所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思
います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号及び諮問第2号の2件については、所管の常任委員会付託を省略するこ
とに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、諮問第1号に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

お諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を市長に答申したいと
思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、すなわち森秀美氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨、答申することに決しました。

次に、諮問第2号に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

お諮りいたします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思いを。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、すなわち江頭美由紀氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨、答申することに決しました。

日程第17. 意見書第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

7番 上田議員

上田議員／意見書第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書提出者を代表しまして、趣旨説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増高する財政需要に見合う財源が求められます。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれております。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望いたします。

1つ、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、ほかの地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2つ目に、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。

生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。

よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

3つ目に、令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4つ目に、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5つ目に、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上を趣旨説明とさせていただきます。

皆様の御賛同よろしく申し上げます。

議長／提出者に対する質疑を開始いたします。

質疑はございませんか。

お諮りいたします。

意見書第1号は所管の委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより意見書第1号を採決いたします。

意見書第1号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

日程第18. 閉会中継続審査申出についてを議題といたします。

産業建設常任委員長から、審査中の請願第1号 導水管建設に関する請願書については、今後引き続き検討を要するとのことで、武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申出書が議長宛てに提出されております。

お諮りいたします。

産業建設常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第19. 閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛てに提出されております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出の調査中の事件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。
お疲れさまでした。